

令和2年度介護職機能分化モデル事業 実施要領

1. 目的

地域の元気な高齢者や主婦の方々などを介護助手として採用する取組を促進することで介護業務の機能分化を図り、介護サービスの質の向上を目指し、介護人材の確保や「何らかの形で社会に貢献したい」という方の生きがいをづくりと介護予防に資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3. モデル施設の対象

福島県内にある次の施設で、今年度中に介護助手を1名以上採用する予定がある施設
 ※すでに、介護助手を導入している施設においても、今年度採用の予定がある場合は、対象とします。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 認知症対応型共同生活介護

4. 事業内容

「介護助手導入の手引き」に基づき以下の事業内容に取り組み、本会が行うアンケートやヒアリングにご協力いただきます。

なお、申し込みにあたっては、Aコース、Bコースがあります。

(1) Aコース（別紙2）

9月より介護助手を募集するコースです。すでに、介護助手の受入体制が整っている施設が対象で、速やかに介護助手を募集することができます。

(2) Bコース（別紙3・4）

11月からの介護助手募集を目指すコースです。これから介護助手を導入したい施設やこれまでの取組を改善したい施設などを対象としています。介護助手導入セミナーを受講し、アンケートやチェックリストを提出しながら、普段の業務内容を振り返り、しっかりと業務の切り分け（機能分化の推進）に取り組み、介護助手の受入体制を着実に整えます。

	事業内容（取組内容）	実施時期	
		A	B
手順1	目的を明確にする 受け入れる体制を整える 法人・施設の理念や運営状況を踏まえながら、介護助手導入の目的を明確にします。また、職員間で基本的な役割分担を想定し受入体制を整えます。	/	8月
手順2			

手順3	業務内容を切り分ける（機能分化を推進する） 普段、介護職員が担っている業務内容を洗い出し、介護助手に任せることができる業務を切り分けます。業務の切り分けをしっかりと行うことが介護助手導入の鍵となります。	/	
手順4	雇用条件を検討する 切り分けた業務内容を踏まえて、介護助手に求めるスキル・人物像、勤務回数・時間帯などを具体的にイメージし、雇用条件を検討します。	/	
手順5	募集する 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」より求人票を申請（登録）します。また、施設の状況に応じた方法で募集活動を行います。	8月 ～ 9月	10月 ～ 11月
手順6	説明会や施設見学会を開催する 介護助手に興味、関心がある方を対象に説明会・見学会を開催し、仕事内容や雇用条件等について説明します。 ただし、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により、施設のご希望や状況に応じながら、どのように開催するか検討します。	9月	11月
手順7	雇用契約を結び、就労を支援する 随時、採用活動を行いながら、雇用契約を結びます。適切に、オリエンテーション、OJT研修を行いながら就労を支援します。	10月 ～ 12月	12月 ～ 1月
手順8	これまでの取り組みを振り返り、改善する これまでの取り組みを振り返り、次の展開を見据えながら改善に取り組めます。短期雇用契約を締結した場合は、本人の意向を確認しながら継続雇用を検討します。	1月 ～ 3月	2月 ～ 3月

5. モデル施設に対する支援内容

	支援内容
(1)	相談窓口の開設【9～12月】 業務内容の切り分け（機能分化の推進）や雇用条件、就業規則などの雇用環境に関することなど介護助手導入・採用にあたっての相談窓口を9月～12月まで開設します。原則メールで受け付け、ご相談内容に応じて、コンサルタントや社会保険労務士などの専門家に対応（回答）いただきます。
(2)	介護助手導入セミナーの開催【9～11月】 「介護助手導入の手引き」に基づきながら、着実にしっかりと受入体制を整えることを目的に標記セミナーを開催します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度はYouTubeを利用した動画配信とします。配信期間中は、当該モデル施設において、いつでも、何度でも、複数人で視聴（閲覧）することができます。
(3)	介護助手の募集・広報支援【Aコース：9月、Bコース：11月】 福祉人材情報システム「福祉のお仕事」を通じて申請があったモデル施設の求人を取りまとめ、新聞広告や折込広告、「福祉のお仕事」やハローワーク通じた介護助手の募集について広報支援を行います

6. 介護助手について

- (1) 地域の元気な高齢者や就労していない主婦、また、新型コロナウイルス感染症に関連して失業した方などを、年齢や性別、介護に関する経験や資格の有無を問わず対象とします。
- (2) 1施設当たりの雇用人数は1名以上とし、今回あらたに有期雇用する者としてします。
- (3) モデル事業における労働時間は、1日3～4時間、週2～4回程度の配置を想定しています。
- (4) 介護助手の業務内容は、補助的な業務とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識や技術を必要とする業務には、原則として従事させません。
- (5) 各施設が直接雇用し、労働関係各法に基づき、適正な雇用管理を行ないます。また、モデル事業終了後も可能な限り継続雇用に努めてください。
- (6) 介護助手は法令上必要な人員配置基準には算入できません。

7. 申し込みにあたって

(1) 申込方法

別紙1「参加申込書」に必要事項をご記入の上、メールもしくはFAXにてお申込みください。

(2) 申込期限 令和2年8月7日（金）

8. 申込・問い合わせ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 人材研修課（齋藤・渡辺）

住 所 960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024(521)5662 FAX 024(521)5663

E-mail jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp